Middle East & Africa Focus Group

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

Newsletter

December 2014

中東・アフリカニューズレター vol. 16 UAE における仲裁実務の現状とその動向 第2回

近年、アラブ首長国連邦(以下「UAE」)では、紛争解決の手段として仲裁の利用が大幅に増加しており、仲裁機関数の急激な増加に伴い、仲裁法を近代化する試みがなされている。この背景には、UAE 民事訴訟法にみられる手続法上の欠陥を治癒し、国際標準化およびベストプラクティスに適合させるねらいもあるものと思われる。

UAE の仲裁機関の中でもとりわけ優勢なのがドバイ国際センター(DIAC)である。2012年と2013年には400を超える案件を扱ったが、その多くは少なくとも一方の当事者がUAEの外に拠点を持つという意味において国際的な案件であった。DIACの2年間の取扱件数が400件以上であるという事実は、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の2012年・2013年の合計取扱件数が494件であることに鑑みると、アジア地域の国際仲裁センターとして存在感を発揮しているSIACに迫る数字であり、DIACの中東地域での重要性が窺われる。

一方、UAE には近年我が国企業の進出もめざましく、その総数は 400 社近くにのぼり、1 位はドバイの 266 社、2 位はアブダビの 69 社となっている(2011年 5月 JETRO 調査結果)。日本企業が中東で案件に携わる場合は、現地政府や国家企業が交渉において有利な立場にあることも多く、仲裁地も日本やシンガポールなど日本企業になじみのある場所よりも、UAE の管轄内の仲裁地が指定される状況が十分に予想され、中東進出を検討中の日本企業にとっては、UAE の仲裁の現状を概観することが望ましい。

そこで、UAE における仲裁実務に関する第 2 回目のニューズレターとなる本号では、UAE 仲裁法の枠組みの解説をするとともに、近年の主要な裁判例を取り上げることとする。

UAE における法的フレームワーク

1. UAE とドバイ国際金融センター(DIFC) との関係

<u>前号</u>で紹介したとおり、UAE は、特殊な法体系を有している。というのも、UAE は、原則としてシビル・ロー体系の国家であるが、いくつものフリーゾーンが存在し、フリーゾーンには独自の裁判所・法律を有するものがある。中でも 2004 年に設置されたフリーゾーンの一つであるドバイ国際金融センター (Dubai International Financial Centre: DIFC) は、もっとも有名なフリーゾーンのひとつであり、コモン・ローの法体系の独自の裁判所及び法律を有している。

2. UAE 及び DIFC における仲裁法の概要

UAE では、仲裁に関する法規則は、UAE 民事訴訟法内に規定されている。当該規定は、一般に、UAE 仲裁チャプター(UAE Arbitration Chapter)などと称される。

現在、UAE 政府は、上記で述べた、UAE 民事訴訟法における手続き的欠陥の是正を目的とし、UAE 民事訴訟法から独立した仲裁法を制定するための見直し作業に着手している。この数年、国際商事仲裁モデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)やエジプト仲裁法を基にした仲裁法など様々な草案が検討されているが、現段階では、新しく制定される仲裁法が、こういった国際商事仲裁モデル法に準拠した国際標準的な内容となるか定かではないものの、2015年の初旬頃に結論が出される模様である。新仲裁法が国際的標準を備えたものとなれば、日本企業や一般投資家にとってもより利用しやすいものになるといえる。

他方、UAE からは独立した法制度を有している DIFC においては、仲裁に関する法規則は、2008年の DIFC 法 1 (DIFC 仲裁法) に規定されている。DIFC 仲裁法は、上述の国際商事仲裁モデル法をベースにして制定されたとされている。

DIFC 仲裁法は、近年、更に国際標準に合わせることを目的とした改正を行っており、基本的に、ニューヨーク条約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958)、以下「ニューヨーク条約」)の理念に近いものとなっている。これを裏付けるかのように、2013年のDIFC 法 6(ARBITRATION LAW AMENDMENT LAW DIFC LAW No. 6 of 2013)は、仲裁地が DIFC の場合のみならず、(i)仲裁地が DIFC 以外である場合、又は、(ii)仲裁地が仲裁条項内に定めれられていない場合であっても、有効な仲裁合意が当事者間に存在する場合には、DIFC 裁判所は管轄権を有さないことを明記している。これによって、仲裁合意が存在している場合には、本訴は DIFC 裁判所に係属しないことが明確化された。

近年の主要な裁判例

1. 仲裁手続きに要した弁護士費用の取り扱いについて

2013 年 2 月 3 日付の 282/2012 事件において、ドバイ破毀院(Dubai Court of Cassation)は、DIACの仲裁規則に基づいて行われた仲裁手続きにおける弁護士費用の取り扱いに関して、当該費用は仲裁費用(Cost of Arbitration)に含まれないと判断した。すなわち、DIACの仲裁規則は、仲裁費用の当事者間の費用負担割合について仲裁廷が決定することができる旨を定めているが(仲裁費用に関するAppendix第 4 条)、当該費用には弁護士費用は含まれない旨を判断したものである。同Appendixの 2.1 条 ¹には「弁護士費用」が明記されていないことから、弁護士費用は「仲裁費用」には含まれないと判断された。

¹ Appendix の 2.1 条は「仲裁費用は、申立てまたは反対請求に関する管理費及び仲裁開始時に効力 のあった費用表に従ってセンターにより定められた仲裁廷の費用を含むものとする。また、仲 裁廷により選任された専門家の費用だけでなく、仲裁廷によって生じたすべての費用を含むも のとする。」と定めている。

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤 (荒井) 三奈 オフ・カウンセル Tel: 03 6271 9727

mina.arai-ito@bakermckenzie.com

栗田 哲郎 カウンセル

Tel: 03 6271 9522

tetsuo.kurita@bakermckenzie.com

大森 裕一郎 アソシエイト

Tel: 03 6271 9542

yuichiro.omori@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

ドバイ・アブダビ事務所

ベーカー&マッケンジーは、2013年に、UAEでの訴訟・仲裁を専門とするチームを陣容に加え、特に、他の国際事務所には例のない、UAE国内の訴訟に対応しています。チームを率いるハビブ・アル・ムッラ弁護士はDIFC構築に携わり、現在DIACの副会長を務めています。

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する 日本企業に対し、東京事務所を窓口と した国際的ワンストップショップサー ビスを提供し、専門性を視野に入れた 現地弁護士の人選・紹介から案件全体 の品質や費用の統括・管理まで、同地 域におけるベーカー&マッケンジーの ネットワークを最大限に活用した法的 アドバイスを行っています。

詳細はホームページをご覧ください。

中東・アフリカ ニューズレターの配信 者追加・削除をご希望される方は、 MEA サポートデスクまでご連絡くだ さい。 上記の理由から、一般的な国際仲裁の実務においては、弁護士費用も仲裁費用に含まれると判断されている法域が多いが、DIACを利用する場合は、弁護士費用は仲裁費用の外で別途負担しなければならないことに留意する必要がある。

2. ドバイにおける外国仲裁判断の承認・執行

仲裁手続の一方当事者が仲裁判断に従わず、義務の履行を拒否した場合、相手方は、UAE裁判所に対して承認・執行の申立てを行うことになる。この点、2012年10月18日付のMaxtel International v Airmec Dubai事件においては、ドバイ破毀院は、初めて、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に依拠して、外国仲裁判断の承認・執行を行った2。本案件は、初めて、外国仲裁判断についてドバイにおいて承認・執行できることを示した非常に重要な判例であり、外国投資家にとっては投資判断を決定するに際し、重要な判例であると言えよう。

なお、同事件では、ロンドンを仲裁地とした DIFC-LCIA 仲裁規則に基づく仲裁判断をドバイで承認・執行できるかが問題となったが、ドバイ破毀院は、ドバイにおける外国仲裁判断の承認・執行に関しては、外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約のみが適用されると判断し、UAE 仲裁チャプターの規定に基づく被申立人の主張を退けている。すなわち、本案件はあくまで、外国仲裁判断についてニューヨーク条約が適用されることを確認したにとどまり、その他の法律・条約等を基礎とする外国仲裁判断の承認・執行の申立てについて、どのような判断がなされるかは現時点では不明である。従って、仲裁の当事者がドバイにおいて外国仲裁判断の承認・執行の申立てを検討する際には、依拠する法規範にも留意が必要である。

まとめ

UAE における仲裁は中東地域で存在感を増しており、取扱件数の増加に伴い、より国際標準に合致した法整備を行ってゆく潮流にある。中東地域への進出を検討している日本企業にとっては、現地政府や国家企業が UAE における仲裁を指定するような状況に備えるため、そのトレンドをつかみ、その仕組みや運用について、他の仲裁地との違いを押さえることが肝要であろう。

本ニューズレターは一般的な情報を提供するためのものであり、ベーカー&マッケンジー法律事務所による法律的意見・見解・助言等を示すものではありません。個別具体案件に関しては、別途専門家から助言を受けてください。

©2014 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)は、スイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

² UAE は 2006 年にニューヨーク条約に加盟している。